

ぎふし経営改善サポート資金の概要（令和8年3月2日改正）

多くの中小企業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、特定の支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

融資対象者	以下に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方 (1) 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (2) 産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 (4) 整理回収機構が策定を支援した再生計画 (5) 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 (6) 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書等において特定されたもの (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 (10) 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 (12) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）によって策定を支援した事業再生の計画
資金使途	運転資金、設備資金（いずれも事業再生計画の実施に必要な資金に限る）
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間は3年以内）
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料	一律 0.4%
信用保証料補填	一律0.1%（事業者負担保証料は一律 0.3% ）
担保	必要に応じ求める
保証人	・原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ・免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない
添付書類	・融資対象者（1）～（12）に記載のいずれかに該当する計画書の写し ・「経営者保証対応確認書」（免除対応を適用する場合）（様式第20号）
取扱期間	令和8年3月2日から令和9年3月31日 （保証協会保証申込受付期間）

※下線部が改正部分